

第16回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月7日(月)午後1時26分から午後3時12分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(21人)

3番	箱田裕史	4番	浦恩城由子
6番	寺崎正親	7番	今井隆
8番	須田直子	9番	大野俊彦
10番	信澤健治	11番	中沢幸子
12番	山田孝夫	13番	天田晃
14番	戸塚英子	15番	塚越勤
16番	永井保伸	17番	石川大輔
18番	川野健一	20番	西山康雄
21番	反保勉	22番	飯野利貞
23番	新井元	24番	設楽明志
25番	金井政明		

4 欠席委員(4人)

1番	清水静枝	2番	中村滋
5番	佐藤勲	19番	福田敬一

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木秀明
局長補佐	荒木聡
係長	石井孝磨
係長	渡邊喬丈
主任主事	飯塚淳
主任主事	安藤優太
主任主事	引田めぐみ

6 職務のため出席した倉渕支所農林建設課職員

主任主事	高橋拳斗
------	------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について
- 日程第8 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時26分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様、おそろいですので、第16回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第16回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号1番、清水静枝委員並びに2番、中村滋委員、そして、5番、佐藤勲委員並びに19番、福田敬一委員からの欠席との連絡がございました。4名ですね。4名の方が欠席ということで、全員25名のところ21名でありますので、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。

それでは、皆さんにお聞きします。議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、指名いたします。議席番号4番、浦恩城由子委員並びに23番、新井元委員の両名を指名いたします。なお、書記には事務局の石井係長を任命いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。進行させていただきます。

また、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしく願い申し上げます。

それでは、早速議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約内容は売買でございまして、令和3年1月7日許可、高農委指令第180号でございました。取消しの理由につきましては、耕作に適さない土地であったためとのこととでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、ご質問、ご質疑ありましたら、よろしくお願い申し上げます。

ここは耕作に適さない土地ということで、それはどういうこととてちょっと事務局に聞いたら、これは水はけが悪い場所だったので、耕作に適さなかったということで取消しの理由だそうです。

どうでしょうか。皆さん、異議がなければ承認するわけですけれども、ご質問ございませんか。なければ承認することといたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は専用住宅でございまして、平成19年12月21日許可、高農委指令第1196号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー16が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年9月22日許可、高農委指令第1376号でございました。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年10月22日から令和6年10月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、法人に事業を承継するためとのこととでございます。計画後の変更につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年10月22日から令和9年10月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー8と、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー30が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお

願います。

○会長 ただいま事務局から2件の計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。質問等ございましたらお願いいたします。

手が挙がらないので、異議がないということで、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については、新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、倉渕支所農林建設課より説明をさせていただきます。

○倉渕支所農林建設課

それでは、事前にお配りさせていただきました高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

ナンバー1、個人で営農を開始したいという申請になります。営農類型につきましては、露地野菜及び施設野菜。倉渕町権田にて農地141アールを購入し、営農を開始する申請となります。

申請人につきましては、令和6年7月9日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは、戸塚英子農業委員、塚越尚紀推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑、応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。1、就農の動機になります。こちら長文ですので、一部抜粋させていただきます。農業を選んだ理由につきましては、子供に豊かな空気、清らかな水、そして栄養価の高い食べ物を提供したいと考えたからです。この地球の恵みを最大限に生かし、未来の世代に健やかな生活を約束するために農業を選択したとのごとでございます。

2番、将来の農業経営の構想でございますが、生産面では5年目までは主に4品目に集中し、経営の安定を目指します。その後は様々な農作物を育て、地域に合った作物を特産品に育て、地域の経済活性化を目指します。販売面では、市場やオンライン販売を通じて、地域の人々に安心安全な

商品を提供し、地域のイベント参加によって地域とのつながりを深めるとのことでございます。

3、職歴及び農業経験でございます。職歴につきましては、大学ではビジネスや経営を学び、夫の会社経営を20年間サポートしました。現在はIT企業に勤めており、パソコン作業が得意とのこと。農業経験につきましては、2023年度にかながわ農業アカデミーで1年間、野菜や果樹の慣行栽培を学びました。また、神奈川県足柄上郡にて1年半ほど地元の農家のお手伝いで15アールの農地を耕作しているとのことでございます。

続きまして、こちらが詳細な営農計画になります。栽培作目は、かながわ農業アカデミーで学んだトマト、ピーマン、チヂミホウレンソウ、大根になります。1年目から5年目までは今回の耕作地にて営農を予定しておりまして、春から夏にかけてトマトとピーマンを栽培し、夏の終わりから冬についてはチヂミホウレンソウとダイコンを栽培する予定となります。

従事者につきましては、本人と夫、そして、3年目からは収穫の忙しい時期にアルバイトを雇う予定となります。

今回の申請地が山あいの土地で整備が必要な土地となりますが、夫が建設業を営んでおり、整地に関わる重機は所有しておられます。また、神奈川県での農家のお手伝いをしながら、農業に必要な機械もそろえたとのことでございます。

営農計画書等につきましては、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」、1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま、事務局のほうから説明がございました。

続きまして、今年の7月9日ですか、就農相談会開かれたわけですけれども、そこへ出席された戸塚英子委員から報告をお願いいたします。

○14番戸塚委員 議席番号14番、戸塚です。過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は、申請者に対し、JAはぐくみ職員、倉渕支所農林建設課職員、農林課職員、事務局職員とともに、以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 研修先の農家や学校は、神奈川県のようなようですが、どのような経緯で倉渕での就農を考えたのですか。

回答 就農先の条件として1ヘクタール以上の農地を希望しておりましたが、神奈川県では条件に合う土地が見つけれませんでした。不動産会社に仲介していただいたところ、申請地は住家に隣接する形で1ヘクタール以上の農地が確保できるため、この場所を気に入り就農したいと思いました。

質問2 現状、申請地の一部は、少し竹が生えてしまっているような場所もありますが、そういった場所も耕作するのですか。

回答 夫が建設業をしております、重機の扱いには慣れております。徐々にそういう場所も整地していきたいと思えます。

質問3 獣害対策はどうなりますか。

回答 金属製のメッシュフェンスで周囲を囲います。

質問4 農業以外の所得については、どのようなものがありますか。

回答 週に2日のリモートワークです。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

○会長 ただいま戸塚委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

こういう農業に魅力を持って来る人もおれば、都会に魅力を持って行く人もいて、いろいろ千差万別ですけれども。私が一番この中でちょっと心配ということはないのですけれども、子供たちが長女は14歳ですか、それで長男が11歳、そういう子供たちも嫌がらずに、こういうちょっと静かなところですが、生活するのに全然子供たちは反対しなかったのかなと思うのだけれども、そんなようなこともお話ししましたか。

○14番戸塚委員 少し出たのですけれども、子供たちもこっちに来ることは嫌がらずに、楽しみにしているようなことをおっしゃっていました。

○会長 そうなの。今、よく山の中で子供たちも自然の中で遊んだり、そういう子供たちもいるので。

そういう、子供たちも。それで、学校はあれだけ、すぐ近くにあるのだけ。これは。

○14番戸塚委員 ちょっと離れています。

○会長 それで、これは何で通学するの。その学校は。

○14番戸塚委員 それは……

○20番西山委員 自転車だろう。

○会長 自転車か。

○14番戸塚委員 いや、中学生は自転車があるのだけれども、小学生は歩くのにはちょっとあれだから……

○22番飯野委員 スクールバスみたいなのが出ているのですか。

○14番戸塚委員 いいえ、ないのです。だから、親が多分送る。冬になると雪も降ったりとあって、ちょっと。だから、子供だけでというのは大変だと思うけれども。

○会長 今度ここへ移る場所、その周りにそのぐらいの中学生とか、そういうのいるの。

○14番戸塚委員 一軒家なのです。本当にぽつんと。

○会長 一軒家。いや、登下校、これね、こんな14歳の女の子一人で自転車で登下校して心配だななんて思うのだけれども。自分はそんなこと心配しているのだけれども。大丈夫かななんて。くれぐれも気をつけて。両親がそのようにするでしょうけれども。いろいろ、いろんな中には悪い人もいるし、それ以外に獣もいるので。もしかして熊もいるかもしれないので、そういうことも気をつけて通学してもらいたいと思うのですけれども。

どうですか、皆さん。ちょっと話がずれてしまったのですけれども、営農関係に関して何かお聞きしたいことございますでしょうか。なければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和6年10月22日から令和9年10月21日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2と支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー30が関連案件でございます。

9番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

10番 保留でお願いいたします。保留の理由といたしましては、関連案件の太陽光発電設備の支柱部分の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりましたが、先日の北部事前協議にてタラノキは、営農型の下部では栽培が難しいため作目を変更すること。耕作者が高齢であるため、後継者である息子から確約書をもらうことなどの意見が出されました。西山農業委員さんに協力を依頼いたしまして、耕作者に説明をしたところ、今月は保留にし、指摘された内容を変更した後、来月改めて審議してもらいたいとの申出がありました。そのため、今月は保留でお願いいたします。なお、関連案件の議案書14ページ、議案第5号ナンバー3につきましても、同様に保留となります。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、保留1件を除く10件でございます。なお、この10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局でナンバー2からナンバー12までの説明がございました。この中で今お話がございましたとおり、10番は保留ということで、また次回か、いつかまた出されてくると思います。

それでは、10番を除きまして、これより審議に入ります。質疑等ございましたらお願いいたします。この中で、中には本当に、以前だったら下限面積40アールというのがあったのですが、今下限面積が撤廃されて、本当に自作地が幾らもなくも、農地が取得できるということで、こういう少ない人って、きちんと営農計画出すのですよね。出されなければ駄目ですよね。

○事務局 はい。取得された農地でどういった作目を栽培するかというのも書類としてご提出はいただいています。

○会長 最初の書類だけで、それ以降のは報告とか、そういうのはもう要らないの。どう。

○事務局 そうですね、申請時点の計画でどういったものを栽培するかというところで申請をいただいて、その後については特に報告等は求めていません。

○会長 そういう流れだそうです。

どうでしょう、質問等ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、異議がなければ許可とすることといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 墓地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという墓地の申請でございます。

2番 営農型発電の許可を受けているが下部の農地での営農が困難なため太陽光発電設備設置用地として許可を取り直したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 今、4条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ございましたら、お願いいたします。

今説明ございましたとおり、2番、随分委員さんには何回も足運んでもらって、ここ見ていただいて、毎回、毎回、何作ってもいいものがないということで、本人も困っていたのですが、周りが開発されて一般的な太陽光ができるということで、別に更地にしなくも、そのまんま、また許可できるということで申請出されてきました。

どうでしょう。質問、異議がなければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3については、事前調査案件となっております。

また、ナンバー1及びナンバー2の説明ですけれども……いいのだね。

それでは、事務局、ナンバー1、ナンバー2の説明、お願いします。

○事務局

ナンバー1とナンバー2は関連する案件でございますので、一括してご説明いたします。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて砂利を採取し、販売したいという砂利採取の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和6年11月1日から令和7年10月31日までの1年間の申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて表土置場として使用したいという表土置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和6年11月1日から令和7年10月31日までの1年間の申請でございます。なお、一時転用完了後は、良質な土及び表土にて埋め戻し、良好な農地として所有者に返還する計画でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1、ナンバー2の審議資料を御覧ください。

1枚目が案内図でございます。申請地は、図面右側の赤と茶色で囲われた箇所でございます。申請地は、高崎東消防署南分署より東に約730メートルの場所に位置しております。西側には宅地と農地が混在し、東側、南側、北側は農地の広がりがございます。農地種別につきましては、申請地の全ての筆が農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目を御覧ください。こちらが公図の写しでございます。緑色で着色された箇所が砂利採取箇所、赤色で着色された箇所が表土置場でございます。申請地に隣接する土地につきましては、それぞれ公衆用道路、用悪水路及び農地に接しております。

なお、申請地に隣接する農地の所有者には事業内容を説明しており、了承いただいております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目を御覧ください。こちらが土地利用計画図でございます。緑で着色された箇所が採取箇所、黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます。保安箇所については、砂利採取法に基づき隣接地から2メートル、公衆用道路から6メートル、水路から3メートルの距離で設ける計画でございます。採取箇所は、図面のとおり2か所に区画されております。採取箇所内は勾配をつけ、中心部でございますオレンジ色の点線内が一番深く掘削する箇所でございます。掘削に伴う表土につきましては、表土置場に保管します。掘削の深さは10メートル弱でございます。合計の採取面積は6,112平米、採取量は3万8,639立米でございます。また、乾燥時や砂利の運搬時には散水を行い、周辺の農地に被害を与えないよう防じんを努めると伺っております。採取箇所の外周につきましては、高さ1.5メートルの防護柵と危険標識を設置します。青色の網かけ箇所は車両の出入口でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが表土置場の土地利用計画図でございます。図面の赤色で着色された箇所が表土置場でございます。表土置場の外周はガードロープ等を設置します。青色の網かけ場所が車両の出入口でございます。表土を置く高さは2.5メートル以内に制限し、近隣には迷惑がかからないよう配慮すると伺っております。また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県の秩父郡皆野町の山土を購入し、埋め戻しを行いまして所有者に引き渡すとのことでございます。採取した砂利は、埼玉県上里町の砂利販売業者に販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

続きまして、調査報告ということで、今回、第3班が当番になっておりますので、調査班長の新井元委員から報告をお願いいたします。

○23番新井委員 それでは、事前調査報告をいたします。第3班班長、新井元。農地法第5条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者、設計会社の担当、代理人の計3名が出席でした。

質問1 ここ数年で申請地以外の土地（農地）を一時転用し、砂利を採取していますが、復元後の農地では問題なく耕作できていますか。

回答 復元後、3年間は自社のトラクターで畑の土を起こしたり、田植等の作業を代行し、問題なく耕作ができる状態であることを確認した上でお返ししていますので、所有者から耕作に支障があるといった苦情やトラブルはありません。

質問2 事業の実施期間は1年で間に合っていますか。

回答 はい。おおむね10か月程度で事業が完了し、農地に復元しています。

質問3 この地域では地下水を利用していると思いますが、掘削により水脈に当たることはありませんか。

回答 10メートル程度掘削する計画ですが、この辺りでは水脈は約50メートル以上の深さにあるため、今までも地下水に影響が出たことはありません。

質問4 埋め土には前回と同じ、秩父郡皆野町の土を使用するのですか。

回答 はい。前回と同様、品質管理された良質な土で埋め戻しする計画です。

質問5 申請地の周囲には小中学校と幼稚園があります。大型車が通行することもあるかと思いますが、安全対策をしっかりと行ってください。

回答 事前に学校等施設に対して事業内容を説明しております。周辺には警備員を配置するなど、安全確保に努めます。また、申請地の周囲にはバリケードを設置し、粉じん対策として散水しながら作業を行います。万が一道路が傷んだ場合は責任を持って修復して、周囲に影響が及ばないように注意します。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま新井委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

この業者は長年やっています、良心的な仕事をしているので、その後も、その表土ですか、秩父の皆野町から持ってきて二、三年はきちんと管理して、それから持ち主に返すということで、今まで、その後作物がどうだったとか、そういういろんな問題がなかったように私は思っているわけ

です。どうでしょう、皆さんから何かご質問等ございましたらお願いいたします。

皆さんから質問なければ、ナンバー1及びナンバー2については許可相当として、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけですが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。

そして、ナンバー3ですが、先ほど事務局から今回は保留ということで、これは南部の委員さんはちょっと初めてかもしれないのですが、北部のほうでいろいろ意見出まして、もうこの譲渡人の方は、下は管理しない、営農するということだったので、年齢も年齢なので、いろいろちょっと問題、また上のほうもちょっと問題があるかなということで、委員さんからいろいろ意見が出まして、今回は保留ということでございます。

それでは、一括審議に移ります。

それでは、一括説明お願いいたします。

○事務局

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、下水道管布設工事に伴い近隣住民の車両の出入りができなくなるため申請地を借り受けて使用したいという仮設駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和6年10月23日から令和7年1月31日までの約3か月間でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、作業所兼倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます、宅地、雑種地と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は贈与、木型制作所の進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

17番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、中古車販売業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地、用悪水路と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は売買、建設・設備工事業を営んでいるが資材置場及び作業場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び作業場の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、夫の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

25番 契約内容は売買、金融業を営んでいるが既存店舗が老朽化しているため隣接する申請地を買い受けて建て替えたいという店舗及び露天駐車場の申請でございます。宅地、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

26番 契約内容は売買、自宅に近接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、県外で暮らしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を姉より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、法人の役員から事業を継承し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和6年10月22日から令和9年10月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2と地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー8が関連案件でございます。

31番 契約内容は使用貸借、市道の改修工事に伴い申請地を借り受けて近隣住民の仮設駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和6年10月23日から令和7年3月22日までの5か月間でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが近隣で請け負う工事の資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和6年10月23日から令和7年10月22日までの1年間でございます。

34番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、近隣の運送業者の従業員用駐車場が不足しているため申請地を整備し貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

37番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高

層住居専用地域でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は賃貸借、近隣で工場建設工事を請け負っているが工員の増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和6年10月22日から令和9年10月21日までの3年間でございます。

49番 契約内容は賃貸借、近隣で工場建設工事を請け負っているが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和6年10月22日から令和9年10月21日までの3年間でございます。

50番 契約内容は使用貸借、蓄電池設備を設置するに当たり地盤強度等の調査が必要なため申請地を借り受けて使用したいというボーリング調査用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和6年10月23日から令和6年12月30日までの約2か月間でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約内容は売買、印刷業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地を買い受けて新工場を建設したいという工場の申請でございます。

56番 契約内容は売買、とび工事及び機械設置工事業を営んでいるが事業拡大に伴い従業員駐車場及び社用車駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種住居地域でございます。

57番 契約内容は売買、とび工事及び機械設置工事業を営んでいるが事業拡大に伴い既存の施設が手狭なため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域及び第2種住居地域でございます。

58番 契約内容は賃貸借、県道整備事業の工事用地として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年10月23日から令和9年10月22日までの3年間でございます。

59番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、払下げ済みの用悪水路と一体利用の計画でございます。

60番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、原野、山林、払下げ予定の公衆用道路と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は58件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 長い説明でございました。

それでは、説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、質疑をお受けいたします。南部と北部、一括して。

○22番飯野委員 では、お願いします。はい。

- 会長 では、番号と氏名を述べて。
- 22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、最後の61番なのですけれども、今、市が説明があったとおり、周囲に影響はないと自分も思っているところなのですが、ちなみに差し支えなかったら、この辺の農地、幾らぐらいで売買されているのですか。
- 会長 農地の価格。分かれば、お願いします。
- 事務局 周囲の農地の売却価格までは分からないのですけれども、今回の案件につきましては、事業の全体で土地購入費が1,000万円ということで伺っております。
- 22番飯野委員 はい、結構です。
- 会長 ここは、山林とか原野とか、また、これは畑ですか、これを全部足すと1町5反ぐらいになるのかな。結構広い場所なので。増水とか水の関係は大丈夫なのよね、ここは。
- 事務局 水の関係ですが、敷地から、北側から南側に傾斜をしているような土地になっておりまして、素掘りの側溝のほう東側から3本設置しまして、そこから集水して行って、一番南側に浸透の池を設けます。そちらで一度ためて自然に浸透するというような計画となっております。
- 会長 これは北部の議案なので、南部の方はちょっと分からないので、今説明をしていただきました。この中で皆さんのところへ写真等が行っているのですけれども、ナンバー21、この航空写真ありますけれども、資材置場、作業場ですか、これはすぐ近く、450メートル、中学があるのですけれども、ここは通学路とかそういうふうになっている。この申請地の辺、随分住宅地があるので、この辺から生徒が通っているかななんて思うのだけれども、その点は大丈夫ですね。
- 事務局 特に通学路だというようなことはお伺いしていなかったのですけれども、安全に注意して運び出しなどをしていただくということでお話をさせていただきます。
- 会長 はい。あと、やっぱりナンバー48のところ、これは駐車場、一時転用ということで3年間ですか、5,126平米、ここ、どのぐらいの駐車場。この下も近くにあるの。同じところのあれかな、工事現場、建設工事のところの、この下も同じところの工事現場の駐車場になるわけ。これは48、49番。
- 事務局 はい、そうです。すぐ隣接する筆につきましても、同じ形で工場建設工事に伴う工事車両ですとか、職人さんの駐車場ということで一時転用の申請が出ている場所になります。
- 会長 これは駐車場としても、かなり両方足すと6,000平米ぐらいになるのだけれども、台数が結構が止まるのだけれども。これも小学校かな、300メートルの位置にあるのだけれども、この工場建設場所は、この小学校の辺を通っていく。どうなのだろう。そういう止まる車と、どちらから来る、この小学校の辺、通ってくるの。台数も結構多いと思うのだけれども。
- 事務局 小学校の西側に、ちょうど申請地とこの小学校の間に道が通ってまして、そこは通学路として使われている道にはなるのですけれども、近隣の工事の車両ですとか、かなり台数は通る場所にはなりますので、改めて代理人を通じて安全管理には……
- 会長 登下校にも気をつけるように。

○事務局 はい、十分注意するように促したいと思います。

○会長 はい、分かりました。

あとは、どうでしょう。皆さんのほうから。

なければ。今回、面積3,000平米以上で、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取する議案が多いのです。そうすれば、皆さんなければ、ナンバー21並びに48並びに58、ナンバー61につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよいか、まず初めに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それ以外も許可相当ということでございます。

ちょっと休憩入れますか。

では、ちょっと小休止入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、引き続き開催いたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

農地法関係公売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

1番 公売実施日時でございますが、令和6年10月28日の予定でございます。申請の理由につきましては、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいとのことございまして、農地法第3条第1項の規定による許可に基づく買受適格証明でございます。

2番 公売実施日時でございますが、令和6年10月28日の予定でございます。申請の理由につきましては、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいとのことございまして、農地法第3条第1項の規定による許可に基づく買受適格証明でございます。

以上、農地法関係公売農地の買受適格証明願につきましては2件でございます。

なお、この2件につきましては、別添「農地法第3条調査書」、13ページ及び14ページのとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、農地法第3条の許可の要件を全て満たしているものと考えられますことを報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

この2名の方、私の知っている人ではないので分からないのですけれども、適格かどうかお知り合いの方もおられると思いますけれども、どちらも、これは青地らしいです。そういうことで。どうでしょう、何か質問等ございましたら、お願いいたします。

はい。

○20番西山委員 これ2つは別で出ているのかね。

○事務局 公売の案件としては別なのですが、地権者さんは同じ方です。

○20番西山委員 では、1つでも入札で構わないのだね。

○事務局 そうです。

○20番西山委員 はい。

○事務局 なので、1番の方はこっちだけ欲しい、2番の方は両方欲しいとかいう形です。

○20番西山委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なそうなので、それでは、これは証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱することについての審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、農地利用最適化推進委員、室田区域、定員1に対して、候補者1、清水隆明様につきまして、委嘱を行ってよろしいかご審議いただくものでございます。

なお、当該候補者は、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会におきまして、推進委員として適格であると評価されたことをご報告させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

地元委員もよく分かっている方だと思います。年齢も、それなりにいっているのですけれども、

まだね。以前、委員もなされていて、前もいろいろな関係のお務めもしたということらしいのですけれども。地元の委員さん、推薦してくれたようなので。どうですか、別にこの方でよろしいか、異議がなければ委嘱するわけですがけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、委嘱することにいたします。

それでは、議案終わります。続いて報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか17件、合計18件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は貸貸借、申請の理由は合意解約、この1件につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請、3件、5条申請、52件、合計55件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和6年9月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 ただいま報告事項がございました。書類審査とか、前回の申請だったり、その報告でございます。

◎閉会の宣告

○会長 では、以上をもちまして、第16回の農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時12分 閉会